職員退職金支給規程

(総 則)

第1条 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の職員に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 退職金は、職員が退職し又は解雇されたときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

(時 効)

第2条の2 この規程による退職金の請求権は、5年間これを行わないときは時効によって消滅する。

(退職金の支給制限)

- 第3条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職金は支給しない。
 - (1) 勤続1年未満で退職したとき(第5条第1号から第3号までの規程による事由に該当する場合を除く。)
 - (2) 就業規則第45条により免職処分を受けたとき

(退職金の額)

- 第4条 退職金の額は、職員が退職し、解雇され又は死亡した日におけるその者の基本月給額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。但し、合計額が、基本給月額の100分の2,500を超えるときは基本給月額の100分の2,500とする。
 - (1) 5年までの期間については、1年につき100分の10
 - (2) 5年を超え10年までの期間については、1年につき100分の12
 - (3) 10年を超え20年までの期間については、1年につき100分の14
 - (4) 20 年を超え 30 年までの期間については、 1 年につき 100 分の 16
 - (5) 30年を超える期間については、1年につき 100分の10

(退職金の増額)

- 第 5 条 退職金は、職員が次の各号の一に該当するときは、第4条の規程による退職金の額に、職員が退職し、 解雇され又は死亡した日におけるその者の基本給月額の 100 分の 500 以内の割合を乗じて得た額を増額して支 給することができる。
 - (1) 業務上の負傷若しくは疾病によりその職に堪えず退職したとき
 - (2) 在職中に死亡したとき
 - (3) やむを得ない業務上の都合により退職し又は解雇されたとき
 - (4) 前各号に規定する場合のほか特に増額の必要があると認められたとき

(退職金の減額)

- 第 6 条 退職金は、職員が次の各号の一に該当するときは、第 4 条の規程による退職金の額から当該金額に 100 分の 50 以内の割合を乗じて得た額を減額して支給することができる。
 - (1) 自己都合により退職したとき(出産又は婚姻による場合を除く。)
 - (2) 職員としての能力を著しく欠くことにより解雇されたとき
 - (3) 第3条2号に規定する事項に準ずる事由により退職したとき

(起訴中に退職した場合の退職金の取扱い)

第7条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金を支給し

ない。但し、無罪となったときはこの限りでない。

(勤続期間の計算)

- 第8条 退職金の算定の基礎となる勤続期間と計算は、職員としての引き続いた勤続期間による。
 - 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員として採用された日の属する月から退職し、解雇され又は死亡 した日の属する月までの月数による。但し、在職期間停職であった期間は算入せず、休職(業務上の傷病によ る休職を除く。)であった期間は2分の1(1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)として計算する。
 - 3 前2項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、月割をもって計算 する。
 - 4 第3条第1号に規定する勤続期間については、第2項の規定に係らず、職員として採用された日から退職した日の前日までの満日数とする。

(退職金の支給期間)

第9条 退職金は、法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残額を特別の事由がある場合を除き、支給の発生した日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

- 第10条 第2条に規定する遺族は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を 維持し又は生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で前2号に該当しない者
 - 2 前号に掲げる者が退職金を受ける順位は、前各号の順位により、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、同号の掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母は、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、その他の親族については職員の親等に近い者を先順位とする。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを切り上げる。

(実施細則)

第12条 退職金の支給手続き、その他この規程の実施に必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

- 第1条 この規程は平成3年5月10日から施行する。
- 第2条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。
- 第3条 この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。